

目指す先：**地域共生社会**

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域社会実現本部）。

1 現代社会の背景・課題

①福祉ニーズの多様化・複雑化

⇒複合的な課題を有する場合や分野横断的な対応に課題

cf. 8050、ダブルケア、子どもの貧困 等

②高齢化の中で人口減少が進行

⇒地域の実情に応じた体制整備や人材確保に課題

↓
包括的な相談支援、総合的な人材育成、効率的なサービス提供のための生産性向上が必要

2 平成29年社会福祉法改正

【目的】
「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

市町村が包括的支援体制づくりに努める旨を規定

※附則において、公布後3年を目途として、上記規程を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があるときは、所要の措置を講ずる旨を規定

3 モデル事業（H29～R2）

(1) 地域力強化推進事業

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援する

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

各制度の相談支援機関を総合的にコーディネートして市町村域の総合的な支援体制をつくる

※補助率3/4

4 モデル事業で見た課題

従来の制度（高齢、障害、子ども等）ごとの縦割りの補助金を基とした相談支援機関では、**制度の狭間が発生し、従来の制度では解決できないニーズが顕在化**

例) 障害の疑いのある児童
生活困窮にないひきこもり 等

5 附則に対応した国の検討（H31）

断らない包括的な支援体制整備に向けた、以下の支援を一体的に実施する事業を創設

- ①相談支援（市町村による断らない相談支援体制）
- ②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
- ③地域づくりに向けた支援

6 令和2年社会福祉法改正（R2.6公布）

➤ 複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備

地域共生社会の実現に向けたさらなるツール

⇒ **重層的支援体制整備事業創設（R3.4～）**

- ①相談支援
- ②参加支援
- ③地域づくりに向けた支援

➤ 「重層的支援体制整備事業交付金」創設

⇒制度ごとに別々に交付されていた国からの補助金を、社会福祉法に基づく1本の交付金として交付する。

<効果>既存の制度の垣根を超えた活用が可能（制度の狭間を埋める支援が可能）

※対象事業：社会福祉法第106条の4第2項

<参加支援事業の取組例（厚労省資料より）>

- ・生活困窮者の就労支援施設において、経済的な困窮状態にないひきこもり状態に対して、就労支援（就労準備支援）を実施する。
- ・就労継続支援B型の事業所において、障害福祉サービスの対象とならないひきこもり状態の者への就労支援を実施する。

<社会福祉法第106条の4第2項>

		既存制度の対象事業等
第1号（相談支援）	イ	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ	【障害】障害者相談支援事業
	ハ	【子ども】利用者支援事業
	ニ	【困窮】自立相談支援事業
第2号（参加支援）		新規事業
第3号（地域づくりに向けた支援）	イ	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（※集いの場を想定）
	ロ	【介護】生活支援体制整備事業
	ハ	【障害】地域活動支援センター
	ニ	【子ども】地域子育て支援拠点事業
	柱書	【困窮】共助の基盤づくり事業（未実施）
第4号（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）		新規事業
第5号（多機関協働）		新規事業
第6号（支援プランの作成）		新規事業

重層的支援体制 支援フローイメージ

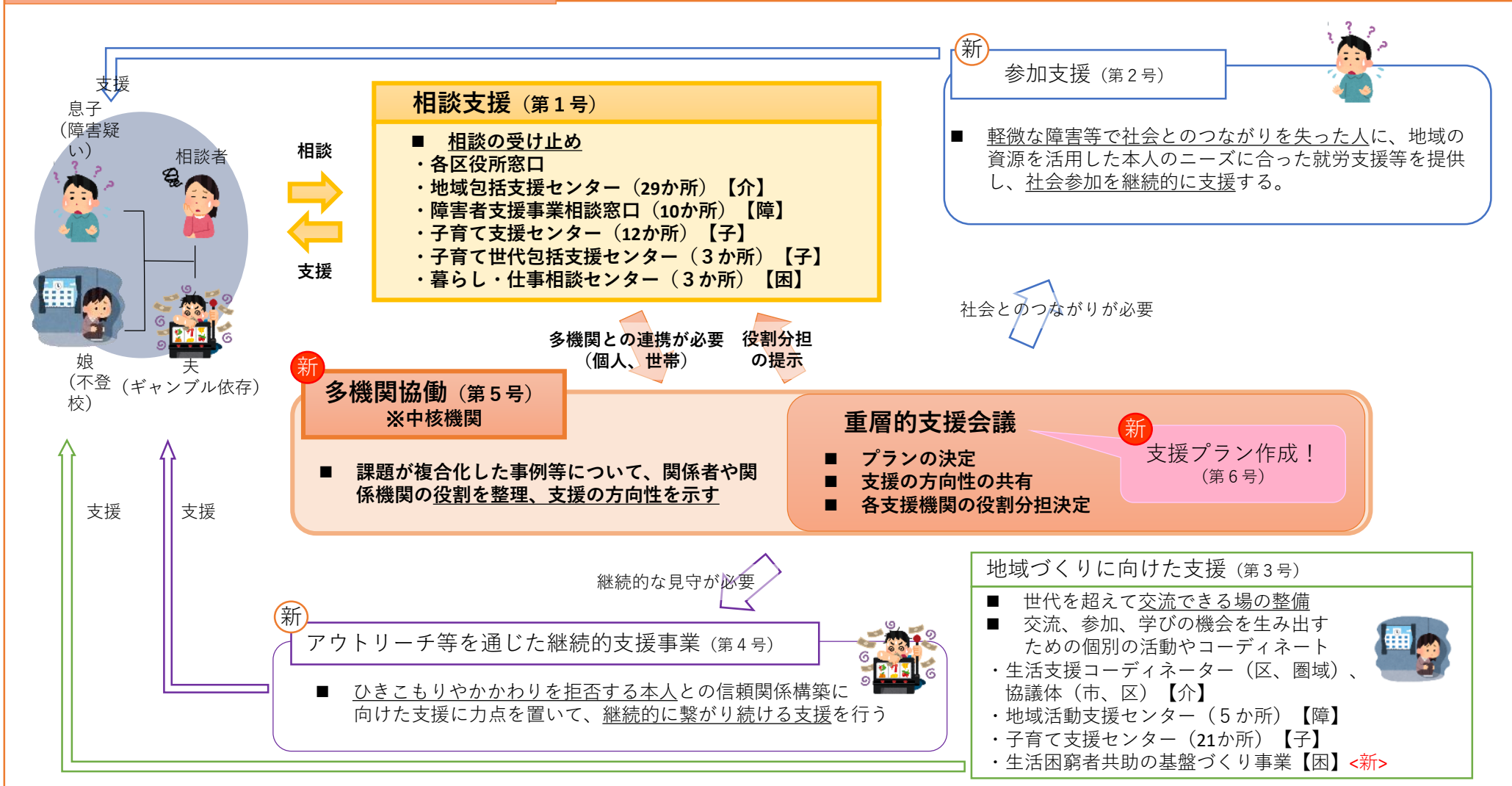
※色付き：令和3年度より検討開始、色抜き：令和4年度以降検討開始

個々の備え
意識の変化

相談体制の強化

困難世帯の課題解決

障害福祉サービスの体制強化



重層的支援体制の整備による8050問題の解決と親亡き後問題の予防に向けて

目指す姿	①縦割りにならない相談体制の強化	②多分野にまたがる複合的な課題解決のできる体制	③困難世帯の早期発見と早期解決
必要な状態	もちつもたれつの風通しの良い関係の構築	中核機関が設置され重層的支援会議が開催できる体制の構築	断らない相談支援機関としての統一された意識の醸成
やるべきこと	<ul style="list-style-type: none"> ・現場のニーズを把握して連携に必要な事項の検討 ・分野を越えた支援機関同士の相互理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・体制（案）構築（運営方法や中核機関設置数、範囲等の検討） 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度理解の促進 ・支援機関の整理と見える化
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関整理 ・現状調査（全関係機関宛て書面調査、一部ヒアリング調査） 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携会議による協議（保健福祉長寿局8課、子ども未来局4課） ・他市視察（重層的支援会議のモデル検討） 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の実施 ・支援機関の地図検索ツール（掲載準備中）
今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング等の現状把握の継続 ・関係機関による意見交換会兼モデルケース検討会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携会議による協議の継続 ※有識者との意見交換等含む ・課題解決手法の習得に向けた取組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続した研修会の開催 ・支援機関地図検索ツールの周知